

なお、国の独立行政法人の類似の施設では、国の機関であった時代には国家賠償法上付保は行わなかったが、独立行政法人化とともに重要な寄託品等については付保を行うようになったという例がある。

#### (6) 備品の現物管理

美術品以外の備品等の固定資産について管理ラベルが貼付されていないものがある。固定資産管理を行う前提として備品管理表と固定資産の現物とを結びつける管理ラベルを貼付することが必要と思われる。

#### (7) パソコンの無断持ち込み

学芸員が正式な手続なく私物のパソコンを持ち込んで作業に利用している。美術品や個人情報等に関わる機密漏洩等につながるリスクがあるため、業務上必要なパソコンについては、県に対して購入の予算申請するか、或いは美術館内部での正式な手続を経て個人のパソコンを持ち込むなどの対処が必要と思われる。

#### (8) 修繕計画について

信濃美術館は昭和 41 年に開館して以来、40 年近く経っている。平成 12 年 3 月には、「信濃美術館本館整備の基本的方向について」と題する報告書が出されたが、この計画は、平成 13 年に凍結となった。平成 15 年度は、収蔵倉庫の空調機等 1 千万円以上の支出を伴うものについては美術館整備事業で支出されたが、それ以外の修繕は、委託費の範囲で財源を捻出している。大掛かりな改築は財政難によって実現は困難としても、機能を維持するだけの修繕は必要であり、現時点で見込める将来的な見通しを立てる必要がある。今後、指定管理者制度を導入するに当たり、美術館の施設運営に係る費用等について負担関係やその見積もり等が必要なため、修繕計画を作成しておく必要がある。

## 2 図録の管理について(意見)

図録月別受払表を作成して図録の管理を実施しているが、11 月 20 日に実施したたな卸の冊数と図録月別受払表の冊数との間で差が発生している。

表 2-41 たな卸し数量に差額が出ている図録

図録名	定価(円)	図録月別払出表 残高(冊)	実地棚卸数量 (冊)	差額 (冊)
菊池契月展	100	444	542	△98
ヨーロッパに学んだ画家たち	2,000	252	437	△ 185

草間弥生展	2,000	28	309	△281
池田満寿夫展	2,500	531	443	88
日本の近代彫刻展	2,000	30	482	△452
信州の近現代工芸展	2,000	522	453	69
彼女たちが創る理由	1,800	268	81	187
長野県信濃美術館所蔵作品選	1,500	639	677	△38
東山魁夷館所蔵作品選	2,000	8,731	8,659	72
もう一つの明治美術	1,800	498	424	174

たな卸の冊数と図録月別受払表の冊数との間で差異が発生しておりほとんどものの差異理由が不明となっている。このような状況になっている理由としては①関係者に無料配布した図録を受払表に記載していないなど図録の受払いが正確に記録されていない。②保管場所の整理状況が悪くたな卸しの際のカウントミスにより正確な図録の在庫量が把握出来ていない。③定期的なたな卸が実施されていないため管理意識の低下を招いていることが考えられる。

今後は正確な受払表を作成し継続的に図録を管理するとともに、定期的なたな卸を正確に実施することで正確な図録の在庫量を把握し、差異が発生した場合は分析をする必要がある。

### 3 利用者増加対策について(意見)

#### (1) 小中学生の利用者拡大

美術館の入場者に占める小中学生の割合は表 2-42 で示すように5%以下となっている。美術館の観覧者の中心は年配者であることはやむをえないとしても、芸術文化の次世代への普及が一つの大きな政策上の目的であることからすれば、この割合はあまりにも低いといえる。小中学生の入館料を無料化している都道府県が多い中で、県としても平成16年5月以降、小中学生の無料化についての検討を進めている。無料化することで利用者を増加させ、子どもたちに美術品と触れ合う機会を増やし教育普及事業を推進することに結びつき、県民の財産である美術品の有効利用につながるものと思われる。

また平日の来館者増加を図るため、県内外の小中学校を対象に積極的にPRをして社会科見学や修学旅行のコースに含めるようにして来館数を増やす方策をとる必要があると思われる。特に来館実績のない学校に対しては実際に訪問するなどして利用を促すことが必要と思われる。

表 2-42 本館・東山魁夷館の常設展における小中学生の割合

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
有料者に占める小中学生の割合	3.5%	3.4%	3.2%
(うち団体)	0.6%	0.7%	1.0%
無料者に占める小中学生の割合	20.5%	23.3%	16.3%
(うち団体)	18.7%	21.3%	14.3%
全体に占める小中学生の割合	4.4%	4.5%	3.9%
(うち団体)	1.5%	1.8%	1.8%

表 2-43 全国の小中学生無料化の状況

平成 15 年 4 月 1 日現在

区分	都道府県（美術館）数
常設展に係る入館料	26 都道府県（35 館） 北海道、宮城県、岩手県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、熊本県
特別展（企画展・共催展）に係る入館料	12 道県（16 館） 北海道、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県
常設展、特別展（企画展・共催展）に係る入館料	11 道県（15 館） 北海道、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、和歌山県、鳥取県、岡山県、山口県、高知県、佐賀県

(2) 利用料金の設定根拠と改善策

平成 15 年度に料金を改定しているが、単純に観覧料が高い他県の 11 会館を特色ある常設展を開催している会館として、その平均で算出している。料金の設定にあたっては運営コストを試算するとともに、県内外の他館の料金を参考にしながら利用者にどこまで運営コスト負担させるかを検討すべきであると思われる。

また料金改定と利用者の増減との関係についても特に検討はなされていない。アンケートの項目に加えるなど利用者の意見を聞くことが望ましい。

表 2-44 常設展示に係る料金 (単位：円)

区分	改正前	改正後
一般	300 (200)	500 (400)
高校・大学生	150 (100)	250 (200)
小中学生	70 (50)	100 (100)

(3) 善光寺の観光客の取り込み

長野市の代表的な観光名所である善光寺に隣接する好位置にありながら、過去 10 年の善光寺に訪れた人数と美術館に来館した人数を比較すると、来館者は善光寺来訪者の僅か 1.5~5%程度にとどまっている。

入館者を増加させるためには旅行会社への働きかけ等により善光寺観光のパックに組み込む、善光寺や駐車場の目立つところに看板を立てる等の取り組みが必要と思われる。

また善光寺から美術館に来る際に横断歩道のない交差点があるため、美術館では横断歩道の設置を所管する行政当局に対して要請しているとのことである。歩行者のアクセス面を考慮した措置が講じられるようさらなる働きかけを行うことが望まれる。

表 2-45 善光寺の観光客に占める入館者数の割合の推移 (単位：千人)

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
入館者 (A)	307	282	374	227	355	233	256	236	228	162	186
善光寺の 観光客 (B)	7,777	7,013	6,662	7,062	11,849	7,089	6,794	6,592	6,463	6,124	11,254
					御開帳						御開帳
A/B (%)	3.9	4.0	5.6	3.2	2.9	3.2	3.7	3.5	3.5	2.6	1.6

(4) 特別展(企画展・共催展)の来館者

過去 10 年における本館の特別展の来館者の推移を見ると、年度によってばらつきが

見られる。平成 14 年度の特別展の来館者の減少は、「I 概要 3 収支及び利用状況の分析」で記述したとおりである。本館の特別展は年に 4 回開催される事業であり、それが成功するかどうかで年間の来館者数に影響を与える。入場者数のみが美術館運営の成否を示すものではないが、「親しみのある美術館」<sup>2</sup>を目指す方針だとすれば、潜在的顧客の興味を引き付ける特別展を開催することが期待される。

表 2-46 特別展の来館者の推移

(単位：千人)

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
特別展の来館者数 (A)	39	69	114	44	114	57	59	62	59	30	54
全体の来館者数 (B)	307	282	374	227	355	233	256	236	228	162	186
A/B (%)	12.7	24.4	30.4	19.3	32.1	24.4	23.0	26.2	13.1	18.5	29.0

#### (5) アンケート結果の利用

美術館では、館内にアンケート用紙を置き来館者に記入してもらい、毎月それらを回収し結果を集計している。しかしアンケート結果に対し美術館としてどのように考え、どのように改善に結び付けていくか検討していないため、アンケート結果が十分に活用されていない状況にある。アンケート結果には利用者の貴重な意見が記載されていると思われるため、これらに対して美術館としてどのように対応していくのかについて検討し結論を出していくことが望ましいと思える。

また、他都道府県の美術館の休館日は月曜日が多い中で美術館は休館日を水曜日としている。これについては積極的な根拠はないとのことであるが、本来は来館者のニーズに合わせた休館日の設定とすることが望ましい。したがって、例えばアンケート調査によって来館者の意見を反映して休館日を決めることも一法と思われる。

#### 4 委託料について(意見)

事業団財務規定第 48 条では、契約は、一般競争入札及び指名競争入札又は随意契約によるものとされ、第 50 条では、随意契約によることができる場合が限定的に列挙されている。

美術館における過去 5 年間の委託業務に関する業者、契約金額及び落札率を示すと表 2-47 のとおりである。

委託総額は減少傾向にあるが、以下記述するように、高落札率の契約や随意契約の理由の適切ではない委託契約が多くみられた。このような契約が事業団の中で問題とならず数

<sup>2</sup> 平成 15 年度第 1 回美術館協議会議事録より

年間継続されていたことから、著しい内部管理体制の不備が窺われる。

表 2-47 委託業務内容と契約金額等の推移

No	業務	契約方法	業者	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
				入札金額	落札率								
1	清掃及び設備運転管理業務	指名競争	A社	11,718	100.0%	11,718	100.0%	11,718	100.0%	11,508	99.1%	7,770	74.8%
2	監視及び案内業務	指名競争	B社	20,853	100.0%	19,606	99.8%	19,404	99.6%	18,648	98.8%	18,276	97.6%
3	警備業務(※1)	随意契約	C社	1,462	100.0%	1,462	99.9%	1,462	99.9%	1,462	99.9%	1,257	86.0%
4	ハイビジョンシステム保守点検業務	随意契約	D社	5,285	96.1%	1,446	99.9%	1,446	99.9%	1,446	99.9%	4,987	99.2%
5	エレベーター保守点検業務	随意契約	E社	838	100.0%	838	99.9%	838	99.9%	838	99.9%	819	97.7%
6	自家用電気工作物保守管理業務	随意契約	F社	498	99.9%	498	99.9%	498	99.9%	482	99.9%	445	92.1%
7	本館空調用ガスヒートポンプ保守点検業務	随意契約	G社	404	100.0%	404	99.8%	368	90.7%	368	90.7%	367	90.8%
8	車椅子リフトの保守点検業務	随意契約	H社	176	99.6%	176	99.6%	176	99.6%	176	99.6%	176	99.7%
9	本館空調機器保守点検業務	随意契約	I社	210	100.0%	210	100.0%	210	100.0%	210	100.0%	210	100.0%
10	東山船夷館自動扉保守点検業務	随意契約	J社	95	99.4%	95	99.4%	95	99.4%	118	99.4%	141	99.9%
11	東山船夷館空調設備保守点検業務	随意契約	K社	970	100.0%	970	100.0%	970	100.0%	970	100.0%	924	95.3%
12	東山船夷館収蔵庫空調用センサー調整保守管理業務	随意契約	K社	1,258	99.9%	1,258	99.9%	1,258	99.9%	1,258	99.9%	916	99.9%
13	東山船夷館収蔵庫空調用保守管理業務	随意契約	K社	393	99.9%	393	99.9%	393	99.9%	393	99.9%	301	95.0%
14	消防用設備保守点検業務	随意契約	K社	536	100.0%	536	100.0%	536	99.9%	536	99.9%	508	94.8%
15	東山船夷館庭園通過装置保守点検業務	随意契約	K社	179	100.0%	179	99.7%	179	99.7%	179	99.7%	170	95.0%
16	東山船夷館庭園内松の木管理業務	随意契約	L社			728	99.0%	1,095	99.3%	719	71.9%	625	79.1%
17	東山船夷館レジスター保守業務	随意契約	M社	32	98.4%	32	98.4%	31	98.4%				
18	信濃美術館電話設備保守点検業務	随意契約	N社	126	99.7%								
	合計			45,030		40,546		40,674		39,310		37,271	

(※1)当初から随意契約だったが、平成15年度から指名競争入札に変更

### (1) 高い落札率

清掃及び設備運転管理業務を受託しているA社は平成10年度から平成12年度にかけて落札率100%で同じ金額で受託している。また監視及び案内業務を受託しているB社も同期間高い落札率が続いている。この要因について調査しようとしたところ、既に担当者が辞職或いは転籍しており詳細な調査は不可能であった。最近2年間はこのような状態は改善されつつあるといえるが、指名競争入札におけるこのような落札率は異常であり、著しく不合理な入札を防止するための内部管理体制を強化するとともに、契約における競争性を働かせる努力が必要と思われる。

### (2) 指名競争入札によるべきところを随意契約していたもの

警備業務を受託しているC社については、「その契約の性質又は目的が競争入札に適さないものを締結するとき(事業団 財務規程第50条第1項第8号)」を理由に平成14年度まで長年にわたり随意契約としていたが同業他社等からの指摘をうけて平成15年度から指名競争入札とした。その結果、落札率は表19で示すように、著しく低落した。警備業務は競争入札に適さない契約とは言えず、随意契約とすべき内容の業務とは言えない。今後は当該規程の趣旨を鑑みて、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものについてだけ随意契約とすべきであると思われる。

### (3) 随意契約から指名競争入札を検討するのが望ましいもの

昇降機械設備保守点検業務(E社と随意契約)については、すでに県庁や長野県立歴史館においては随意契約から指名競争入札方式に変更しているが、美術館においては、そのような変更の検討がなされていない。コスト削減を図るため指名競争入札を検討すべきであると思われる。

#### (4) 委託業務の分割

K社が受託している東山魁夷館空調設備保守点検業務をはじめとした4つの業務を受託しているK社は各委託業務が100万円未満のため競争入札にはなっていない。しかしそれら業務は類似しており合計すると100万円以上となる。コスト削減の観点から各委託業務を見直し一括できるものについては契約をまとめて指名競争入札を検討すべきであると思われる。

#### 5 文書伺いについて(意見)

事業団は、文書の取り扱いに関して文書規程を定めている。文書規程第11条では「文書には、年次、記号及び番号並びに分類記号及び保存区分を付さなければならない。」とされている。しかし、美術館においては、業者に対する見積り依頼等対外的に出す文書の承認の場合を除いて、重要な契約締結承認を求める場合も含め番号が採られていない。また保管においても、収入支出に関する伺い書についてはそれらの証憑に添付され所定のファイルに綴じこまれているが、収入支出を伴わない伺いについては、雑綴りファイルに入っていたり、担当者の手元にあるなど保管場所が決まっていない。このように採番帳にも番号が記載されず、また物理的にも一つのファイルに綴じられていないため、どのような意思決定が組織内で行なわれたのか網羅的に一覧できない状態となっている。組織としての意思決定の記録を明確にするためにも簡易文書以外には番号を付し記録することが望ましい。

なお、同一の企画展に関して多数の伺い書が作成されることがある。この場合にも番号が付されていないことが多いが、最初にひとつの番号を採番し、枝番を順次使用していく等の措置が望ましい。

#### 6 指定管理者制度の導入上の課題(意見)

平成15年6月に成立した改正地方自治法は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としている。この制度は、民間の活力やノウハウの活用による利用者サービスの向上及び管理経費の節減などを目的としている。これまで公の団体に対する管理委託制度を採用してきた地方公共団体では、平成18年9月までに公共施設を指定管理者に業務を委託するか、直営するかのをいずれかを選ばなければならない。この制度が導入されて約1年経過した現在、各地方公共団体は手探りで導入を図っているが、さまざまな課題も浮かび上がってきている。

美術館については、前述のようにすでに行政改革の方針に従い、指定管理者制度を導入することが決定されている。今後、具体的に美術館が指定管理者制度を導入するに当たって検討すべきと思われる課題を考察する。

### (1) 指定管理者の選定方法

制度の趣旨からして指定管理者の選定は、原則公募によるとされている。基本方針では、現在の事業団に蓄積されたノウハウを活用することが目指されており、事業団の指定を前提としているように思われる。もともと基本方針の元となった県出資等外郭団体見直し専門委員会の最終答申によれば、事業団に限定して施設の管理運営を委託する必要がなくなっていると、これまで蓄積された人的資源を活用することが望ましいものの、企画立案能力のある民間事業者が存在する場合には、利用者にとってのサービス向上の観点から、この積極的活用も検討すべきことを提案している。基本方針においても、これまでの専門性の蓄積の有効活用の必要性を挙げているが、(2)で記述する一部の職員の継承によりこれが可能となるのだとすれば、原則どおり公募によることが望ましい。事業団の選定を前提とするならば、これまでの運営が実質的にそのまま継続することが推測される。参入意欲のある民間事業者の中から企画立案能力、効率性等を勘案して受託先を決定することにより、県からの委託費の縮減や利用者にとってのサービス向上を図る必要がある。

### (2) 職員の処遇

指定管理者制度化の最大の課題がこれまで当該管理委託に従事していた職員の処遇であるとされている。県の外郭団体であれば、業績に関係なく県職員に準じた給与手当が保証されるが、民間企業では業績に左右される。従って、県外郭団体職員の再雇用を公募条件として委託業者を選定したとしても、この点について条件が折り合わず、職員の継承が難航する場合も多いとのことである。

美術館の場合は、学芸員2名を残し、残りの県派遣職員は県に引き揚げる方針とのことである。事業団に残る予定職員は、引き続き県からの出向の形をとるのか、受託先への転籍をするのか明確ではないが、公務員派遣法による出向期間の制限を考慮すると、従来どおりの出向と言う形では限界があろう。従って、これら承継される2名の処遇をどのようにするかという点と県に戻る人員の有効活用が今後の課題となる。

### (3) 利用料金制度

改正地方自治法によれば、指定管理者として選定された事業者は、管理を幅広く代行でき、施設の使用許可権限を持ち、利用料金を自らの収入とすること、すなわち利用料金制度の採用が可能となっている。利用料金は、原則として、その基本的枠組み(利用料金の範囲、算定方法)を地方公共団体が条例により定め、その中で指定管理者が定め、地方公共団体の承認を得ることとなっている。これまでは、管理受託業者は、地方公共団体からの委託料による収入が原則であったが、条例により利用料金制度を採用した場合には、指定管理者は利用料金収入及び地方公共団体からの負担金、その他の事業による収益をもって管理経費に充当することができるようになったのである。すなわち、従